

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第17号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及び 所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	
次世代移動通信のための光コム駆動 型テラヘルツ基準周波数信号源の研究 開発	支出負担行為担当官 竹下 文人 四国総合通信局 愛媛県松山市味酒町2-14-4	令和8年4月7日	国立大学法人徳島大学 徳島県徳島市新蔵町二丁目24番地	4480005002568	会計法29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	－	39,000,000円	－	－	－	－	－	
周波数高効率利用多重化テラヘルツ 渦通信のためのテラヘルツ渦モード ソーティング技術の研究開発	支出負担行為担当官 竹下 文人 四国総合通信局 愛媛県松山市味酒町2-14-4	令和8年4月7日	国立大学法人徳島大学 徳島県徳島市新蔵町二丁目24番地	4480005002568	会計法29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	－	13,000,000円	－	－	－	－	－	
地域医療を支える無線通信インフラ構 築に関する研究開発	支出負担行為担当官 竹下 文人 四国総合通信局 愛媛県松山市味酒町2-14-4	令和8年4月7日	学校法人品賀学園群馬医療福祉大学 群馬県前橋市川曲町191-1	1070005000806	会計法29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	－	4,290,000円	－	－	－	－	－	
地域医療を支える無線通信インフラ構 築に関する研究開発	支出負担行為担当官 竹下 文人 四国総合通信局 愛媛県松山市味酒町2-14-4	令和8年4月7日	国立大学法人徳島大学 徳島県徳島市新蔵町二丁目24番地	4480005002568	会計法29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	－	3,510,000円	－	－	－	－	－	
地域医療を支える無線通信インフラ構 築に関する研究開発	支出負担行為担当官 竹下 文人 四国総合通信局 愛媛県松山市味酒町2-14-4	令和8年4月7日	学校法人青葉学園 東京医療保健大学 東京都品川区東五反田四丁目1番地17号	2010705001131	会計法29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	－	650,000円	－	－	－	－	－	
地域医療を支える無線通信インフラ構 築に関する研究開発	支出負担行為担当官 竹下 文人 四国総合通信局 愛媛県松山市味酒町2-14-4	令和8年4月7日	学校法人帝京平成大学 東京都豊島区東池袋2丁目51番4号	1013305001363	会計法29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	－	1,950,000円	－	－	－	－	－	
地域医療を支える無線通信インフラ構 築に関する研究開発	支出負担行為担当官 竹下 文人 四国総合通信局 愛媛県松山市味酒町2-14-4	令和8年4月7日	名古屋産業大学 愛知県尾張旭市新居町山の田3255番地5号	2180001100630	会計法29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	－	650,000円	－	－	－	－	－	
地域医療を支える無線通信インフラ構 築に関する研究開発	支出負担行為担当官 竹下 文人 四国総合通信局 愛媛県松山市味酒町2-14-4	令和8年4月7日	四国大学 徳島県徳島市応神町古川字戎子野123番地1号	1480005000368	会計法29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	－	1,300,000円	－	－	－	－	－	
山間部における送変電設備保全支援 のための無線マルチホップネットワー クの研究開発	支出負担行為担当官 竹下 文人 四国総合通信局 愛媛県松山市味酒町2-14-4	令和8年4月7日	国立大学法人徳島大学 徳島県徳島市新蔵町二丁目24番地	4480005002568	会計法29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	－	3,835,000円	－	－	－	－	－	
山間部における送変電設備保全支援 のための無線マルチホップネットワー クの研究開発	支出負担行為担当官 竹下 文人 四国総合通信局 愛媛県松山市味酒町2-14-4	令和8年4月7日	株式会社国際電気通信基礎技術研究所 京都府相楽郡精華町光台二丁目2番地2	3130001036705	会計法29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	－	4,485,000円	－	－	－	－	－	
山間部における送変電設備保全支援 のための無線マルチホップネットワー クの研究開発	支出負担行為担当官 竹下 文人 四国総合通信局 愛媛県松山市味酒町2-14-4	令和8年4月7日	一般財団法人電力中央研究所 東京都千代田区大手町一丁目6番1号	4010005018545	会計法29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	－	4,485,000円	－	－	－	－	－	
令和8年度機械警備業務の請負	支出負担行為担当官 竹下 文人 四国総合通信局 愛媛県松山市味酒町2-14-4	令和8年4月1日	セコム株式会社 東京都渋谷区神宮前1丁目5-1	6011001035920	会計法29条の3第4項 当局的防犯・防災体制を強化し、侵入・火災などの以上に対し迅速に対応できる者を広く公募したところ、契約者のみ応募があったため。	－	2,566,080円	－	－	－	－	－	
瀬戸内造船スマートファクトリー用自 営広域無線基盤の構築とその応用に 関する研究開発	支出負担行為担当官 森下 信 四国総合通信局 愛媛県松山市味酒町2-14-4	令和8年8月4日	国立大学法人愛媛大学 愛媛県松山市道後樋又10番13号	9500005001934	会計法29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	－	6,500,000円	－	－	－	－	－	
瀬戸内造船スマートファクトリー用自 営広域無線基盤の構築とその応用に 関する研究開発	支出負担行為担当官 森下 信 四国総合通信局 愛媛県松山市味酒町2-14-4	令和8年8月4日	電気興業株式会社 東京都江東区豊洲五丁目5番13号	4010001008723	会計法29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	－	6,500,000 円	－	－	－	－	－	